

2022年11月24日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ス コ ッ ト
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中 林 毅
(スタンダード：コード番号：3264)
問 合 せ 先 取 締 役 兼 執 行 役 員 豊 泉 謙 太 郎
コーポレート本部長
(TEL. 03-6721-0244)

譲渡制限付株式報酬制度の導入及び
譲渡制限付株式としての自己株式処分の予定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2022年12月26日開催予定の第24回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしました。

また、本株主総会において関連する議案につき株主の皆様にご承認いただくことを条件として、本年につきましては、当社の取締役及び従業員に対して、自己株式処分により譲渡制限付株式を付与する予定となりましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

なお、当該自己株式処分は、金融商品取引法第4条第1項第1号及び金融商品取引法施行令第2条の12第1号により有価証券届出書を提出せずに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2に基づき臨時報告書を提出して行います。

第1 譲渡制限付株式報酬制度の導入について

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を取締役の報酬等として付与し、又は、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2007年12月25日開催の第9期定時株主総会において、年額4億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、本株主総会では、当該報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主

の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

本制度による譲渡制限付株式の付与は、①取締役の報酬等として金銭の払込み若しくは財産の給付を要せず、当社の普通株式の発行若しくは処分をする方法、又は②対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行若しくは処分をする方法のいずれかの方法により行うものいたします。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年間25万株以内とし、その報酬総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で年額50百万円以内いたします（ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合には、上限数はその比率に応じて調整されるものいたします。）。

また、上記②の方法により当社の普通株式を発行又は処分する場合、その1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利としない範囲において取締役会において決定いたします。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社取締役会において決定いたします。

なお、本制度による譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 上記②に定める場合のほか、法令、社内規則又は本割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を当然に無償で取得すること

第2 譲渡制限付株式としての自己株式処分の予定について

本株主総会において株式報酬制度に関連する議案につき株主の皆様にご承認いただいた場合には、当社の取締役（以下「付与対象取締役」といいます。）に対する本年の株式報酬としての譲渡制限付株式の付与については、本年12月26日に開催予定の取締役会において、概要次のとおりの自己株式の処分により行うことを決議する予定です。

また、付与対象取締役に対して譲渡制限付株式報酬の付与が行われる場合には、当社の従業員（以下、付与対象取締役と合わせて「付与対象者」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、付与対象取締役

に付与する譲渡制限付株式報酬と同様の譲渡制限付株式を付与するものとし、本年12月26日に開催予定の取締役会において、概要次のとおりの自己株式の処分を行うことを決議する予定です。

(1) 割当日	2023年1月26日（予定）
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 770,000株～1,010,000株（予定） ※ 2022年11月22日の株価を参考とした概算数です。
(3) 処分価額	1株につき195円（予定） ※ 2022年11月22日の株価を基準とする見込額です。
(4) 処分価額の総額	150,150,000円～196,950,000円（予定） ※ 上記(2)の株式数及び上記(3)の発行価額を基準とする見込額です。
(5) 割当予定先	取締役1名（予定）（※） 70,000株～110,000株 従業員53名～59名（予定）700,000株～900,000株 ※ 社外取締役を除きます。

（注）上表の記載は現時点での予定であり、本年12月26日における株価の状況等によっては、その株数や処分価額の総額等が変更される可能性があります。

付与対象者に対する譲渡制限付株式の付与は、付与対象者に付与対象者の払込金額の全額に相当する金銭債権を支給し、当該金銭債権の全部を現物出資させて当社の普通株式を交付する方法により行うものとし、その1株当たりの払込金額は自己株式処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、付与対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。

また、当社と付与対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結する予定ですが、その概要は上記第1「2. 本制度の概要」に記載のとおりです。

なお、当社の取締役及び従業員に対する譲渡制限付株式の付与につきましては、その詳細が決定いたしましたら、改めて開示いたします。

以上